

役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信濃の郷の役員及び評議員、顧問、評議員選任・解任委員の報酬手当等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員、顧問、評議委員、評議員選任・解任委員の職務執行の対価として支払われるものである。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員、評議員、顧問、評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 顧問が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の実費弁償費等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨を持って本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

3 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した日の報酬は、その都度支給する。

4 上記3項以外の日において、業務を行った場合については、毎月末締めで支給する。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

(施工期日)

この規程は、平成21年4月1日より施行する

この規程は、平成23年4月1日より施行する

この規程は、平成23年11月28日より施行する

この規程は、平成28年10月28日より施行する

この規程は、平成30年3月15日より施行する

別表 1

名称	報酬（日額）	実費弁償費（日額）
理事会出席者報酬等	3, 000円	実費
評議員会出席者報酬等	3, 000円	実費
評議員選任・解任委員会 出席者報酬等	3, 000円	実費

別表 2

名称	報酬（日額）	実費弁償費（日額）
理事長業務報酬等	8, 000円	実費
理事及び評議員 業務報酬等	5, 000円	実費
監事業務報酬等	5, 000円	実費
顧問業務報酬等	5, 000円	実費